書式1 -1

発中学保第　号

令和　　年　　月　　日

各小中学校長　　様

鳥取県中部学校保健会 会長

（　公　印　省　略　）

令和　　年度　児童・生徒の学校検尿について（通知）

　鳥取県中部医師会では、学校検尿が有効に機能し子どもの健康を守るために学校検尿委員会を設置し、鳥取県中部学校保健会と連携して尿糖・蛋白尿・血尿陽性者の経過観察（フォローアップ）体制を整えております。

学校検尿委員会を設置することにより、二次検尿後の三次検診受診を積極的に奨励し、三次検診（医療機関）のデータをもとにしたより綿密な経過観察（フォローアップ）体制となっております。

また、学校検尿委員会は暫定診断と管理指導区分の結果を教育委員会を通じて各学校長へ通知し、学校からさらに学校医・家庭へ判定結果を通知し、診断・管理指導など事後措置が円滑に行われます。何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、対象者が医療機関受診後、報告書１「学校検尿陽性者精密検査対象者報告」を提出していただきますようお願いいたします。（未受診の児童生徒がいる場合には、名前をご記入ください。また、該当者がない場合は、該当者なしのチェックボックスに「✓」の記載をして提出してください。）

担当　：　鳥取県中部学校保健会事務局

　　　　　（○○教育委員会　○○）

メール

TEL

書式1 -2

蛋白尿・尿潜血：検尿の流れ（資料1参照）

尿検査陽性者の取り扱い

早朝尿を、試験紙法にて蛋白・潜血を評価する。

　陽性の基準：蛋白（＋以上）、潜血（＋以上）

【第一次検尿】

学校で一次検尿を全員に実施する。

【第二次検尿】

一次検尿が陽性となった者は、二次検尿を行う。

但し、現在腎臓疾患の治療中及び定期的に観察中の者は、二次検尿以降は実施しない。

本年度の尿検査が陰性であっても、現在定期通院中の者があれば、「報告書1」にて報告すること。

【第三次検診】

1. 学校は、三次検診対象者（保護者）に、「書式3-3　尿検査（三次検診）について（お知らせ）」・「書式3-4紹介状（三次検診用）」・「受診票1　学校検尿第三次検診（および緊急）受診票」「三次検診実施協力医療機関名簿」を通知して受診を促す。
2. 対象者は指定医療機関を受診する。
3. 指定医療機関は検査結果、暫定管理区分を「受診票1」に記載し、保護者に返却する。
4. 学校は、保護者から受け取った「受診票1」に「報告書1」を添えて、市・町教育委員会を介して鳥取県中部学校保健会（以降、学校保健会）へと報告する。
5. 鳥取県中部医師会学校検尿委員会（以後、検尿委員会）は、「受診票1」の結果に基づき、「暫定診断」「管理区分」を判定する。
6. 検尿委員会は、「報告書2、5」にて検診結果を学校保健会に報告する。その際、「受診票1」を一緒に返却し、学校保健会は「受診票1」を保管する。
7. 学校保健会は、「報告書3、4」を作成し、市・町教育委員会に報告する。
8. 市・町教育委員会は、「報告書3、4」にて学校に報告する。
9. 学校は、「報告書4」にて保護者に三次検診の結果を報告する。
10. 指定医療機関への報告については「報告書5」を用いて学校保健会を介して検診結果を報告する。

【第四次精密】

1. 検尿委員会は、「受診票1」の結果に基づき、四次精密対象者を判定する。
2. 学校保健会は、「報告書3、4」を作成し、「受診票1（ 三次検診で検査結果を記入済の用紙）」とともに、市・町教育委員会 に報告する。
3. 市・町教育委員会は、「報告書3、4」と「受診票1」にて学校に報告する。
4. 学校は、「書式4-3，4-4」「報告書4」「受診票1」にて四次精密対象者（保護者）に通知し受診を促す。
5. 対象者は鳥取県立厚生病院（以降、厚生病院）を受診する。
6. 厚生病院は最終診断を「受診票1」の【四次精密検診時および緊急受診時記載欄】に診察結果を記載して、保護者に返却する。  
   保護者→学校→市・町教育委員会→学校保健会→検尿委員会（情報共有のみ）へと報告する。
7. 学校保健会は、「報告書3、報告書6-1」を作成し、市・町教育委員会に報告をする。
8. 市・町教育委員会は、「報告書3、報告書6-1」にて学校に報告をする。

※なお、保護者に対しては厚生病院から直接説明するので結果報告書の書類は不要である。

書式1 -3

尿糖：検査の流れ（資料2参照）

【一次検尿・二次検尿】

尿糖陽性者（尿糖±以上は陽性）は、精密検査対象となる。

※既に主治医のもとでフォローされている場合でも、一次で尿糖陽性であった場合には「報告書１」にて報告すること。

【尿糖精密検査】

1． 学校は、精密検査対象者に「書式5-1，5-2，5-3,受診票2」を通知して受診を促す。

2． 対象者・家族は厚生病院を受診する。

3． 厚生病院は、最終診断を「受診票2　学校検尿 尿糖陽性者精密検診受診票」に記載して、保護者に返却する。

4. 学校は、保護者から受け取った「受診票2」に「報告書1」を添えて、市・町教育委員会を介して学校保健会へと報告する。

5. 学校保健会は、「報告書7」を作成し、市・町教育委員会に報告する。

なお、学校保健会は、「受診票2」と「報告書1」を情報共有のため検尿委員会へ報告する。

1. 検尿委員会は、「受診票2」と「報告書1」を学校保健会へ返却する。

学校保健会は「受診票2」と「報告書1」を保管する。

7. 市・町教育委員会は、「報告書7」にて学校に報告する。

※　なお、保護者に対しては厚生病院から直接説明するので結果報告書の書類は不要である。

蛋白尿・尿潜血：緊急受診の流れ（資料3，資料4参照）

【緊急受診 ① 一次・二次検尿で緊急受診の基準に該当した場合】（資料3 参照）

1. 学校は、緊急受診対象者に「書式 2-2、2-3，2-4　受診票1」を通知して受診を促す。

2. 対象者・家族は厚生病院を受診する。

3. 厚生病院は、最終診断を「書式2-2」「受診票1　」に記載して、保護者に返却する。

4. 学校は、保護者から受け取った「受診票1」に「報告書1」を添えて、市・町教育委員会 を介して学校保健会へと報告する。

5． 学校保健会は、「報告書3、6-2」を作成し、市・町教育委員会に報告する。

なお、学校保健会は、「受診票1」と「報告書1」を情報共有のため検尿委員会へ報告する。

6　 検尿委員会は、「受診票1」と「報告書1」を学校保健会へ返却する。

学校保健会は「受診票1」と「報告書1」を保管する。

7． 市・町教育委員会は、「報告書3、6-2」にて学校に報告する。

※なお、保護者に対しては厚生病院から直接説明するので結果報告書の書類は不要である。

【緊急受診 ② 三次検尿で緊急受診の基準に該当した場合】（資料4参照）

1. 三次医療機関は、「紹介状（医院独自のもの）」を作成し、「受診票1」を同封して保護者へ返却する。厚生病院に連絡して受診予約をとる。（医療機関、家族のどちらが予約をとるかは、各医療機関に任せる）

2. 対象者・家族は厚生病院を受診する。

3. 厚生病院は、最終診断を「受診票1」に記載して、保護者に返却する。

4.　保護者は「受診票1」にて学校へ提出する。

5． 学校は、保護者から受け取った「受診票1」に「報告書1」を添えて、市・町教育委員会を介して学校保健会へと報告する。

6． 学校保健会は、「報告書3、6-2」を作成し、市・町教育委員会に報告する。

なお、学校保健会は、「受診票1」と「報告書1」を情報共有のため検尿委員会へ報告する。

7.　検尿委員会は、「受診票1と「報告書1」を学校保健会へ返却する。

8.　学校保健会は「受診票1」と「報告書1」を保管する。

9.　市・町教育委員会は、「報告書3、6-2」にて学校に報告する。

集計のながれ

1. 学校保健会は、一次検尿、二次検尿、三次検診、および四次精密検診それぞれの結果の集計作業「（集計表6-2）集計表」を行う。
2. 集計がまとまり次第、「（集計表6/2）集計表」データを検尿委員会へ送付する。
3. 検尿委員会は、学校保健会から送付された「（集計表6-2）集計表」データを、要請があった時に鳥取県医師会検尿委員会へ送付する。